

お知らせ（器）011

令和2年12月17日

特定器材マスターの改定について

今般、令和2年3月5日付け厚生労働省告示第61号「別表Ⅸ 経過措置」に基づき、下記のとおり特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するコードの適用年月日は、令和3年1月1日であることから、令和2年12月診療分以前の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

また、内容については別紙をご確認ください。

記

材料価格の変更（変更区分「5」：8コード）

別紙_特定器材マスター登録内容の一部変更（令和3年1月1日適用）

別表番号	区分番号	特定器材コード	特定器材名・規格名	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
2	14	733040000	冠動脈造影用センサー付ガイドワイヤー（コンビネーション型）	5	金額	232,000	252,000	
2	35	733750000	尿管ステントセット（外瘻用・腎盂留置型・異物付着防止型）	5	金額	36,500	40,800	
2	52	721018000	腹膜透析用カテーテル（長期留置型・補強部なし）	5	金額	81,700	91,300	
2	62	729120000	大腿骨外側固定用内副子（スライディングラグ）	5	金額	50,800	56,800	
2	76	710010942	固定用金属ピン（一般用・リング型）【旧材料・大転子専用締結器】	5	金額	57,600	68,100	
2	80	736460000	合成吸収性骨片接合材（骨・軟部組織固定用アンカー）	5	金額	47,500	50,800	
2	118	710010891	植込型除細動器用カテーテル電極（皮下植込式）	5	金額	753,000	842,000	
2	133	710010020	経皮的脳血管形成術用カテーテル（先端閉鎖型）	5	金額	116,000	129,000	